

なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

12月号

今月の特集①
今年の主な法改正

今月の数字
<1/10>

ごあいさつ

なかお事務所の代表をしております、
特定社会保険労務士の中尾です。



今年も残るところあとわずかになりました。今年はいろいろありましたね。
労働環境においては、4月の労働契約法の改正、ツイッターやフェイスブック等のSNS問題、ブラック企業問題などがありました。
環境の変化において、対応を素早くしなければトラブルになります。
慎重かつ迅速な対応を求められる時代になりました。



ちよつと一服
さかなコーナー
太刀魚
「英語も同じ意味」

顧問先さまには、このほかに「残業の許可制とタイムカード」
などの特集を配信させていただいております。

今年の主な法改正

★ 今年の大きな労働関係の主な法改正は

- 労働契約法の改正
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
- 障害者雇用率の改定

の3つがあります。

★ 労働契約法の改正

< 具体的改正点 >

① 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

「有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合」+「労働者の申込みにより」

⇒無期労働契約に転換させる義務

② 有期労働契約の更新等(「雇止め法理」の法定化) (の明確化)

いままで、裁判での判例により個別に有期労働契約者の雇止めなどに対応していましたが、その中で最高裁判決を基準に明確にルール化を図るものです。

③ 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止 (差別的待遇の禁止)

簡単に言うと、「同じ仕事をしているのに、契約期間がある(有期契約労働者)かないか(正社員など)の差だけで待遇に差を付けてはいけません。」ということです。

このような内容の法改正がありました。特に①が最大の特徴です。

★ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

65歳未満の定年を定めている事業主に対して、65歳までの雇用を確保するため、次のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を導入する義務のうち、下記②の基準を定めて継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止。

① 定年の引上げ

② 継続雇用制度の導入(労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可)

③ 定年の定め廃止

➡ この部分が、平成25年4月から廃止

継続雇用対象者(再雇用など)の基準を労使協定により定めて選別することが出来なくなるため、②の「継続雇用制度を導入」する場合には、原則、希望者全員を継続雇用することになりました。

★ 障害者雇用率制度(法定雇用率の引き上げ)

4月1日から障害者の法定雇用率が引上げになり、民間企業では現行1.8%から2.0%に変わりました。

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。いままで障害者を雇用しなければならない会社は従業員56人以上でしたが、この改正で従業員50人以上の会社は1人以上の障害者を雇用する義務が生じます。

(法定雇用率2.0%だと、従業員50人に対して1人の雇用義務となるため。<50人の2.0%=1人>)

また、従業員数50人以上の事業主には、以下の義務があります。

◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

(障害者雇用状況報告書)

◆ 障害者雇用推進者を選任するよう努めなければなりません。(義務ではありません。)

法改正などのご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

今月の数字 < 1 / 10 >

この数字は、インフルエンザに感染する確率です。
インフルエンザは、例年12月～3月頃に流行します。インフルエンザの感染力は非常に強く、日本では毎年約1千万人、**約10人に1人が感染**していると言われます。

(厚生労働省「インフルエンザ一問一答 みんなで知って、みんなが注意！」より)

★症状

風邪と似ていますが、**38℃以上の発熱やせき、のどの痛み、全身の倦怠感や関節の痛み**などの全身症状が表れます。(潜伏期間は24時間～5日くらい。)

★感染経路

飛沫感染と接触感染の2種類があります。

感染した人が咳を手で押さえた後や、鼻水を手でぬぐった後に、ドアノブ、スイッチなどに触れると、その触れた場所にウイルスを含んだ飛沫が付着することがあります。

★予防法

- ・**手洗い**やアルコールを含んだ消毒液で手を消毒するのも効果的です。
- ・感染予防のため、**1時間に1回程度**、短時間でも、**部屋の換気**を心がけましょう。
- ・熱が下がったあとも、**2日程度は他の人にうつす可能性があります**。熱が下がって症状が治まっても、2日ほど出勤ないようにし、自宅療養することが望ましいとされています。

ちょっと一息さかなコーナー

タチウオ釣りは、最近通年釣りを
するようになってきましたが、
昔は冬になるとタチウオでした。



“タチウオ”という名から想像できるように、立って泳ぎます。
また、その姿が刀の太刀に似ていることから太刀魚(タチウオ)と名前が付いたとも言われています。
英語でも「サーベル・フィッシュ」と呼ばれています。銀色に輝くその姿は、本当にサーベルそのものです。

普段は水深100m前後の深い場所に棲んでいます。体長は1mを超えるものもいます。
歯がとても鋭いのも特徴です。しかし、エサを食べるときは慎重で、獲物を鋭い歯でいったんダメージを与えてから、徐々に噛み千切るように食べます。チョット怖いですね。

釣りの世界では、タチウオを別名「幽霊」や「オバケ」と言われることがあります。
いままで好調に釣れていたのにいきなりいなくなり、魚群探知機にも反応が出なくなります。突然現れて消えてしまう、まさに幽霊のようです。

また、太い魚ほどいい魚とされていて、釣ったとき「指4本」など体高が指何本分かで表現します。

塩焼きや刺身が美味しいです。

編集後記

今年はいろんなことがありました。
でも、いろいろ変化があるということは、
それだけ動いている、成長していることだと考えています。

来年もどんどん動いて成長していきます！

個人的には、娘が生まれてパパになりましたが、子育てって大変ですね。
嫁さんを尊敬します。

(平成25年12月号)



なかお事務所
特定社会保険労務士・行政書士
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28
和智ビル603

メール：info@nakao-jimusho.com
H P：<http://nakao-jimusho.com>
T E L：048-476-5753